

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十三号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和五十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「午後五時半」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。